

大学等技術移転促進法に基づく試験研究独立行政法人等技術移転事業者の認定について

1 . 試験研究独立行政法人等技術移転事業者の認定

農林水産省は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第13条第1項に基づき、平成15年6月2日に社団法人農林水産技術情報協会を農林水産省所管の試験研究独立行政法人が保有する特許等の民間事業者への技術移転事業者（TLO：Technology Licensing Organization）として認定した。

2 . 認定TLOの事業等

- (1) 農林水産省所管の試験研究独立行政法人が保有する特許等を民間事業者に移転する。
- (2) 農林水産省所管の試験研究独立行政法人から譲渡された特許権等について、特許料等の納付義務が免除される等の法的支援が受けられる。

3 . 今回の認定について

当該TLOは、国の試験研究機関又は試験研究独立行政法人が保有する特許等を移転する事業者として、経済産業省、厚生労働省認定のTLOに次ぐ3番目の認定TLOである。

4 . 社団法人農林水産技術情報協会について

(1) 社団概要

- ・住所 : 東京都中央区日本橋兜町15 - 6 製粉会館6階
- ・理事長 : 亀若 誠
- ・設立年月日 : 昭和52年11月17日

(2) 技術移転事業部門の名称

AFFTIS アイピー（農林水産大臣認定TLO）

(AFFTIS^{アイ化} : Agriculture, Forestry and Fisheries Technical Information Society Intellectual Propertyの頭文字を用いた名称で、アフティスアイピーと読みます)

(3) 技術移転事業の開始時期

平成15年6月

独立行政法人

農業・生物系特定
産業技術研究機構

農業生物資源研究所

農業環境技術研究所

農業工学研究所

食品総合研究所

国際農林水産業研究
センター

森林総合研究所

水産総合研究センター

民間ニーズに即した
研究課題の選定

民間との共同研究
の実施

研究成果の収集

技術内容の把握

ライセンス契約

研究シーズ

(社)農林水産技術情報協会
(AFFTIS アイピー)

TLO活動の実施

技術評価・選別

PR・マーケティング

ライセンス交渉

マッチング

人材養成

技術内容のPR・
マーケティング

実施希望

ライセンス契約

民間ニーズ

民間

事業戦略

産業化の推進

農林水産・食品・バイオ産業の活性化

平成16年度知的財産関連定員の新設

- 1．研究開発における知的財産戦略の推進
（課長補佐及び係長）
- 2．植物新品種の育成者権の保護・活用対策の強化
（係長）

「アグリビジネス創出産学官連携シンポジウム」について

- 1 21世紀の我が国の立国理念である「科学技術創造立国」を実現するため、政府、学界及び産業界の連携の強化が急務とされているが、この産学官の連携を促進するためには、各界のリーダーや実務経験者等を対象に、具体的な課題について、研究協議、情報交換、対話・交流・展示等を行う機会を設けていく必要がある。
- 2 このため、総合科学技術会議においては、各方面の関係者が一堂に会する「産学官連携推進会議」等を平成14年度から開催しており、農林水産省においても、地方農政局、地域農業試験場が中心となって取り組んできた「地域バイオテクノロジー懇談会」を活用して、産学官連携による農林水産業・食品産業に関わる試験研究の強化と、アグリビジネスの創出を図って行くことを目的とした、「アグリビジネス創出産学官連携シンポジウム」を平成14年度から全国各地において開催してきたところである。
- 3 平成15年度は全国6地区においてシンポジウムを開催したところ、全国で1,100名を超える関係者が参加した。
- 4 今後とも産学官連携の実質かつ着実な進展をより一層推進するため、平成16年度においても、引き続きこのシンポジウムを開催していく予定である。

アグリビジネス創出産学官連携シンポジウム

地域の産学官の関係者が一堂に会し、研究協議、情報交換、技術移転等を検討することにより、産学官連携が実質かつ着実に進展し、アグリビジネスの創出が深化・加速されるよう、全国6カ所でアグリビジネス創出産学官連携シンポジウムを開催。

平成15年度開催地域

北海道地域 平成15年10月18日 札幌市(京王プラザホテル)

東北地域 平成15年12月9日 仙台市(メルパルク仙台)

東海地域 平成15年12月8日 名古屋市(愛知芸術文化センター)

近畿地域 平成15年12月17日 大阪市(大阪府立女性総合センター)

中国四国地域 平成15年12月10日 岡山市(岡山第2合同庁舎)

九州地域 平成15年11月7日 熊本市(グランメッセ熊本)

主催：地域バイオテクノロジー懇談会、地方農政局、農林水産省技術会議事務局、農業・生物系特定産業技術研究機構、(社)農林水産先端技術産業振興センター

共催：農林水産省所管試験研究独立行政法人(社)農林水産技術情報協会 等

主な議事：基調講演、競争的資金の紹介、パネル展示 等

お問い合わせ先：地域バイオテクノロジー懇談会、地方農政局
または農林水産省技術会議事務局先端産業技術研究課企画班(03-3502-3919)

総合科学技術会議「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて(意見)」に対する対応について

・研究成果・研究材料等の管理の在り方に関する検討連絡会

平成13年5月理化学研究所の研究者が、経済スパイ法違反などの容疑で起訴された事件を契機として、平成13年6月に農林水産省及び農林水産省試験研究機関により「研究成果・研究材料等の管理の在り方に関する検討連絡会」を設け、議論を行った。

検討連絡会では総合科学技術会議「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて(意見)」等を踏まえ、農水省試験研究機関において、研究成果等の取扱いに問題が生じることがないように、研究成果の取扱いに関する規程を作成することとした。

これを受けて以下の通り農水省試験研究機関において規定を作成した。

	規程名	施行日
農業技術研究機構	「研究成果管理等規程」他1規程	H14.4.1
農業生物資源研究所	「研究材料等管理規程」	H14.5.14
農業環境技術研究所	「研究成果等管理規程」	H14.4.1
農業工学研究所	「試験研究成果物の取扱いに関する規程」	H14.3.27
食品総合研究所	「研究成果物管理規程」	H14.7.12
国際農林水産業研究センター	「研究成果等管理規程」	H14.7.1
森林総合研究所	「研究成果等管理規則」	H14.4.23
水産総合研究センター	「研究成果等管理規程」	H14.6.17

・農林水産省所管研究機関の知的財産等研究成果の取扱いの現状等

1 研究成果の管理等について

(1) 研究開発成果の取扱いに関する規定の整備状況と帰属関係

知的財産権

研究データ/情報

研究試料、研究材料

実験装置

試作品

} 原則として研究機関に帰属

(2) 研究成果物の適切な管理・保管の手続きが定められている。

(3) 全ての委託研究契約をバイドール条項を含めて締結。原則的に受託者に帰属させている。

4 研究契約における研究成果の取扱い及び技術移転

(1) 特許出願

知財専門部局又は担当官が、出願・特許管理・許諾契約等を行う。明細書作成、手続きは外部弁理士に委託。

実施料から一定の計算式で産出した額を研究者に還元。500万円までは50%、上限無し。

特許が研究者の評価基準に採用されている。

研究開発情報の対外発表に関する規定は無いが、発表前に出願するよう職務発明審査会等で指導している。

(2) 技術移転

機関の単独所有となる特許権等については、原則通常実施権を許諾。

平成15年6月2日付けで、(社)農林水産技術情報協会を、大学等技術移転促進法に基づく試験研究独立行政法人等技術移転事業者(TLO)に認定し、技術移転促進に関する体制を整備。

共同研究契約書、特許検討実施契約書等を整備。契約書の雛形変更については柔軟に対処。

共同研究における守秘義務に関しては、共同研究契約書に明記。